平成２６年（フ）第２１０号
大分市牧上町６番５号　弘麗牧マンション410
債務者　帆足　一成
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６０号
福井県坂井市三国町米ケ脇第35号７番地３
債務者　米澤　健治
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
福井県坂井市三国町米ケ脇第35号７番地３
債務者　米澤　順子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
福井市板垣５丁目1102　サンパーラ板垣Ⅱ402号、住民票上の住所福井市門前２丁目501番地　カーサエスポワール103号室
債務者　藤澤ひさ子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
福井県越前市村国２丁目５番78号　武高タウン８、旧住所福井県越前市八幡１丁目第93号17番地の５
債務者　栗田　茂樹
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
青森県八戸市下長５丁目２番９―10号　市営住宅Ａ３―10
債務者　中村　知玲
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
和歌山市中島215番地の２　コスモハイツＢ102号
債務者　和泉　佳奈
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2101番地１県営住宅青木団地１号棟　８号室
債務者　柿本　加奈（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
和歌山県海草郡紀美野町下佐々1771番地
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８１３号
愛知県瀬戸市西吉田町42番地の23
債務者　水野友紅巳
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９０号
愛知県常滑市新開町３丁目53番地、従前の住所愛知県常滑市新開町２丁目105番地
債務者　喜久屋こと　永田　光拡
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５０号
名古屋市北区楠２丁目964番地　北あじま荘305号
債務者　花田　勝美
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９５号
愛知県瀬戸市八幡台８丁目４番地
債務者　橋詰　亜依
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２７号
愛知県半田市新川町21番地
債務者　大石　知美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２２号
神戸市北区ひよどり台１丁目８番地　126棟202号
債務者　山本　孝二
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４９号
神戸市東灘区本山北町３丁目４番15―202号、従前の住所名古屋市中村区松原町５丁目１番地　クレアパレス501号
債務者　田中　佑一
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部